

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

## 研究ノート 消費税の逆進性とその緩和策

著者	田代 昌孝
雑誌名	埼玉学園大学紀要．経営学部篇
巻	9
ページ	215-220
発行年	2009-12-01
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1354/00000664/">http://id.nii.ac.jp/1354/00000664/</a>

# 消費税の逆進性とその緩和策

The Distribution of A Consumption Tax and A Measure to Alleviate Regressivity

田代昌孝

TASHIRO, Masayuki

一般的に、消費税の逆進性の緩和策には消費税の枠内で行う緩和策と、枠外で行う緩和策とがある。消費税の枠内で行う緩和策の具体例として、生活必需品に対してゼロ税率を設けて、消費税の税率を複数にする方法がある。それに対して、消費税の枠外で行う緩和策には、低所得者層が負担した消費税額を給付で補うか、あるいは所得税額の控除という形で補う方法とがある。

本論文では、今後予想される消費税率7%（国民福祉税案）、10%（井堀 [1996]、水野 [1996] の見解）、28%（厚生省の見解）のもとで、消費税の逆進性が所得再分配機能にどのような影響を及ぼすかを推定した後、それぞれの逆進性緩和策が負担の格差をどの程度まで減らすのかを明らかにする。

## 消費税の逆進性とその緩和策

はじめに

第I章 生活必需品に対するゼロ税率の適用

第II章 戻し金制度と逡減控除方式

おわりに

はじめに

現在日本の消費税率は5%であるが、今後の高齢化社会を考えると消費税率が引き上げられる可能性は高い。そのため、消費税の逆進性に関する問題はより深刻なものとなり、それに対する緩和策が必要となってくるであろう。

一般的に、消費税の逆進性の緩和策には消

費税の枠内で行う緩和策と、枠外で行う緩和策とがある。消費税の枠内で行う緩和策の具体例として、生活必需品に対してゼロ税率を設けて、消費税率を複数化する方法がある。それに対して、消費税の枠外で行う緩和策には、低所得者層が負担した消費税額を給付で補うか、あるいは所得税額の控除という形で補う方法とがある。

本論文では、今後予想される消費税率7%（国民福祉税案）、10%（井堀 [1996]、水野 [1996] の見解）、28%（厚生省の見解）のもとで、消費税の逆進性が所得再分配機能にどのような影響を及ぼすのかを推定する。そのうえで、それぞれの逆進性緩和策が負担の格差をどの程度まで減らすのかを明らかにする。

---

キーワード：消費税、逆進性、緩和策

Key words : consumption tax, regressivity, a measure to alleviate

## 第I章 生活必需品に対するゼロ税率の適用

消費税は平成元年4月から税率3%で施行されたものであるが、後の平成6年には細川首相により税率7%の国民福祉税案が提案された。これは廃案になったものの、社会保障財源のための消費税率の引き上げという考えは受け継がれた。平成9年には消費税率が5%まで引き上げられ、現在に至っている。消費税率が今後さらに引き上げられる可能性は高いであろう。

では、どのくらいまで消費税率は引き上げられるのであろうか。今後予想される消費税率として実現性が高いのは、国民福祉税案で持ちあがった7%であろう。しかし、それだけでは社会保障の財源としては充分なものとはならず、消費税率がさらに引き上げられる可能性は高い。

井堀[1996]は高齢化社会のことのみならず、公債の大量発行のことも考え消費税率は10%が妥当であると主張している<sup>1</sup>。また、水野[1996]もEU諸国の現状を考え10%以上の消費税率の引き上げは難しいと主張している<sup>2</sup>。

厚生省の見解では、消費税収＝社会保障財源としたら、高齢化がピークを迎える2025年までには消費税率を28%まで引き上げる必要性があるとの見解を示している<sup>3</sup>。このような形で消費税率が引き上げられたとしたら、その逆進性は相当なものとなるであろう。そのため、逆進性に対する緩和策は必要不可欠なものになってくる。

消費税の枠内で逆進性を緩和しようとする場合、政府は生活必需品に対してゼロ税率を適用し、消費税率を複数化しなければならない。それを行う上でのデメリットとして次の

ようなものが考えられる。

1. 生活必需品をゼロ税率にすることは高所得者層にも便益をたらずのものであり、低所得者層のみの負担軽減効果とはなり得ない<sup>4</sup>。
2. 何を生活必需品とするかという客観的な基準を設定することは困難なものである<sup>5</sup>。
3. 税率を複数にするためには、現行の帳簿方式をインボイス方式に変え、インボイスによる取引当事者間の楔による相互牽制作用を必要とする<sup>6</sup>。
4. 単一税率の消費税が持つ消費者選択の中立性が損なわれる<sup>7</sup>。

このようなデメリットを考えても、消費税率を複数化することがそれなりに逆進性を緩和させるならば、政策として考える余地があるであろう。そのため、今後予想される消費税率7%（国民福祉税案）、10%（井堀[1996]、水野[1996]の見解）、28%（厚生省の見解）のもとで、消費税の逆進性が所得再分配機能にどのような影響を及ぼすかを推定した（表1）。

そのうえで、さらに食料のみ消費税率をゼロ税率した、あるいは食料と水・光熱にゼロ税率の適用範囲を広げたとき、逆進性緩和効果がどれだけあるのかを推定した（表2）。同じような消費税の逆進性緩和策に関する研究は跡田[1995]、林[1992]等ですすでに行われている<sup>8</sup>。

ただ、これまでの分析は各所得階層の消費税負担についてのみ分析したものであり、消費税の逆進性が所得再分配機能にどのような影響を及ぼすかについては研究されていない。

## 消費税の逆進性とその緩和策

そのため、本論文は消費税の逆進性が所得再分配機能にどのくらいの影響を及ぼすのかを分析した。

分析は、『家計調査年報（平成14年）』を使って行った。各所得階層の消費税額は、各所得階層の消費支出を1.05で割り、得られた値に今後予測される消費税率7%（国民福祉税案）、10%（経済学者の見解）、28%（厚生省の見解）をそれぞれ乗じて算出した<sup>9</sup>。そのようにしたうえで、可処分所得から消費税額を差し引いた後で、消費課税後所得を算出している。

表1と表2の分析から分かることは、税率が7%、10%のとき消費税の税率を複数にしてもジニ係数に大きな変化はない。ただ、消費税率を28%まで引き上げると、単一税率であるときのジニ係数は表1の0.187884から食料にゼロ税率を適用することで0.183390へと大きく低下した。また、その適用範囲も7%、10%のときジニ係数はさほど変化しなかったが、水・光熱にまで広げることで0.181940と

大きく低下しており、適用範囲を水・光熱にまで広げた方が良くと思われる。

消費税率が7%の単一税率ときにはジニ係数が0.181650であり、消費税率が28%で食料と水・光熱をゼロ税率にしたときのジニ係数0.181940とあまり変化がないのは興味深い。このことから、消費税率を複数化することは7%、10%のときあまり効果はないが、28%のときはかなりの逆進性緩和効果が見られる。

しかし、実際に消費税率の複数化を採用するかについては、消費税の枠外での逆進性緩和策の効果と比べる必要がある。したがって、次に消費税の枠外での逆進性緩和効果を考える。

## 第Ⅱ章 戻し金制度と逡減控除方式

消費税の枠外での逆進性緩和策には、低所得者層が負担した消費税負担額を何らかの形で補償するものがある。その補償の方法は低所得者に対する給付と所得税額の控除とに分

表1 消費税率7%、10%、28%のもとで消費税の逆進性が所得再分配機能に及ぼす影響

	I	II	III	IV	V	ジニ係数
可処分所得	277678	372012	446961	543878	723586	0.180372
7%のときの所得	262381	353518	425283	518286	690990	0.181650
10%のときの所得	255825	345592	415992	507318	677020	0.182422
28%のときの所得	216488	298036	360248	441509	593201	0.187884

出所：総務庁統計局『家計調査年報（平成14年）』、176-181ページより作成。

表2 消費税率7%、10%、28%のもとで複数税率が適用されたときの効果

	I	II	III	IV	V	ジニ係数
可処分所得	277678	372012	446961	543878	723586	0.180372
7%のときの所得（食料）	266136	357910	430335	523831	697210	0.180726
10%のときの所得（食料）	261189	351866	423209	515239	685905	0.181068
28%のときの所得（食料）	231508	315603	380455	463688	618080	0.183390
7%のときの所得（食料・水光熱）	267274	359188	431738	525340	698923	0.180410
10%のときの所得（食料・水光熱）	262814	353692	425214	517395	688353	0.180609
28%のときの所得（食料・水光熱）	236059	320714	386068	469724	624933	0.181940

出所：表1と同じ。

けられる。まずは、低所得者に対する給付について考えてみたい。

給付の代表的な具体案として戻し金制度がある。戻し金制度とは、戻し金の財源は国が持ち、給付は自治体で行う方式であり、サラリーマン等は給与所得を、事業者等は合計所得を、それぞれ世帯単位で合算し、年間780万円以下であれば、飲食料品の年平均世帯支出額約96万円に、消費税率5%を乗じた額の5万円を給付するという制度であり、社民党が提案している<sup>10</sup>。

実際、このような戻し金制度が導入されたとしたら、消費税の逆進性はどの程度まで緩和されるであろうか。年間の給与780万円以下の人を厳密に計測するのは難しく、分析の工夫として、第Ⅲ分位以下の家計に毎年7、10、28万円の払い戻しをすることで分析を行う（表3）。したがって、7%、10%、28%の消費税率の場合、第Ⅲ分位以下の家計は毎月約5,833円、8,333円、23,333円を得ることになる。また、個人の消費行動は税率が引き上げられたとしても変わらないものとする。

表3から消費税率が7%、10%、28%のときのジニ係数は、以前行った表1、表2のジニ係数よりかなり低下していることが分かる。このことから、消費税率を複数化するよりは戻し金制度のような給付を行った方が、消費税の逆進性緩和効果が大きいと考えられる。

注目すべきなのは表1の消費税率が引き上げられる前の可処分所得で測ったジニ係数

0.180372よりも、全体としてかなり低下していることである。これは低所得者層にとって消費税率が7%、10%、28%の引き上げによる経済状態の低下より、所得が純粋に5万円上がったことによる経済状態の上昇の効果の方が大きいためである。

また、消費税率を引き上げることでジニ係数が低下しており、個人間の所得の不平等が解消されているのは見逃すことの出来ない事実である。これは、給付のもらえない高所得者層の消費税率引き上げによる経済状態の低下が大きいためと考えられる。

しかし、戻し金制度にはデメリットとして、戻し金をもらえる、もらえないの境界線上で個人間における所得の逆転現象が生じる恐れがある。社民党は年間所得780万円という所得制限を設けているが、この境界線付近の個人の所得隠しは相当なものとして予測される。したがって、この制度を導入するためには、個人の所得の正確な把握が必要となってくる。

ただ、仮にそれが可能であるとしても給付を行うことで生じる所得の逆転現象は避けることが出来ない。また、高所得者に対する給付の軽減で勤労意欲の阻害効果もあるであろう。戻し金制度はかなり消費税の逆進性を緩和させ、消費税を累進的にさせることも可能であるが、所得把握が困難な現在の日本においてはその採用が難しいかもしれない。

そのため、消費税の逆進性緩和策としてより現実的な所得税額の控除について考えてみ

表3 戻し金制度の逆進性緩和効果

	I	II	III	IV	V	ジニ係数
7%のときの所得	268214	359351	431116	518286	690990	0.147304
10%のときの所得	264158	353925	424325	507318	677020	0.145273
28%のときの所得	239821	321369	383581	441509	593201	0.145081

出所：表1と同じ。

よう。所得税額の控除の具体案として、逓減控除方式がある。逓減控除方式とは控除額を所得の増大に応じて逓減していく方式であり、低所得者層に手厚い所得税の還付と同じ経済効果を持ち、アメリカではハワイ州、バーモント州が採用している<sup>11</sup>。この方式は消費税の逆進性緩和策として、アメリカの財務省の報告で高く評価されている<sup>12</sup>。また、日本でも三木[1994]がこの方式は現実的であると評価している<sup>13</sup>。

そこで今、消費税率7%、10%、28%のものと逓減控除方式を、日本に適用したら消費税の逆進性がどうなるかを分析する。消費税率7%の場合、第I分位には毎月5833円の控除額、第II分位には4667円、第III分位には3501円、第IV分位には2335円、第V分位には1169円の控除を行うものとする。消費税率10%の場合、第I分位には毎月8333円の控除額、第II分位には6667円、第III分位には5001円、第IV分位には3335円、第V分位には1669円の控除を行うものとする。消費税率28%の場合、第I分位には毎月23333円の控除額、第II分位には18667円、第III分位には14001円、第IV分位には9335円、第V分位には4669円の控除を行うものとする(表4)。

表4から逓減控除方式を採用したときのジニ係数は、消費税率7%、10%のとき戻し金制度の逆進性緩和効果よりは劣るが、全体として表1のジニ係数よりもかなり低下しているのが分かる。ジニ係数が低下する具合も、

表2の消費税率を複数化したときよりも大きい。また、逓減控除方式では給付のような所得の逆転現象も少ない。この逓減控除方式を採用することで多少の勤労意欲阻害効果はあると思うが、それを考慮に入れたとしても逆進性緩和効果が消費税率の複数化よりあるのは好ましいことである。

## おわりに

本論文では、今後予想される消費税率7% (国民福祉税)、10% (井堀 [1996]、水野 [1996] の見解)、28% (厚生省の見解) で消費税の逆進性が所得再分配機能にどのような影響を及ぼすかを分析し、消費税の逆進性緩和策としてどれだけ有効であるのかを消費税の枠内、枠外から検証した。

消費税の枠内で逆進性緩和を行う場合、食料や水・光熱といった生活必需品に対してゼロ税率を適用することが必要となる。これを行うことで消費税率が28%という高い水準になったとき、かなりの逆進性の緩和効果が見られる。ただ、消費税率を複数化する政策と枠外の政策との間で逆進性緩和効果を比べて前者が少ないことから、消費税率を複数化することはあまり好ましくない。

したがって、消費税の逆進性を緩和する場合、消費税の枠外から低所得者層が負担した消費税額を補ってやるのが望ましい。その方法も給付で行った場合、消費税の税率を上げることによって、消費税に累進的な効果を持たせる

表4 逓減控除方式の逆進性緩和効果

	I	II	III	IV	V	ジニ係数
7%のときの所得	268214	358185	428784	520621	692159	0.153635
10%のときの所得	264158	352259	420993	510653	678689	0.153777
28%のときの所得	239821	316703	374249	450844	597870	0.154789

出所：表1と同じ。

ことも可能となるが、給付したことによる所得の逆転現象は避ける事が出来ない。

もう1つの方法として、所得税額の控除で低所得者が負担した消費税負担を補う方法がある。これは、給付に比べて所得の逆転現象はある程度まで解消されるが、給付のとき得られた消費税の累進的な効果を発揮させることは出来ない。

今後日本は消費税率を引き上げる場合、給付を取るのか、所得税額の控除を取るのかの選択をする必要があるが、現在の日本の所得把握が困難な状況では所得税額の控除が1番望ましいのではなからうか。

## 注

- 1 井堀 [1996]、23ページ。
- 2 水野 [1996]、17ページ。
- 3 『毎日新聞』、1999年6月5日、朝刊。
- 4 Rosen [1995]、p.479.
- 5 林 [1992]、186ページ；橋本 [1995]、107-108ページ。
- 6 藤田 [1994]、13ページ。
- 7 Office of-the Secretary Department of the Treasury [1984]、p.17；林 [1984]、186ページ。
- 8 跡田 [1995]、151ページ；林 宜嗣 [1992]、183ページ。
- 9 橋本 [1995]、125ページ。
- 10 『社会新報』、1999年4月16日号；『社会新報』、1999年3月11日号。
- 11 石村耕治 [1990]、21-22ページ。
- 12 Office of-the Secretary Department of the Treasury、pp.102-103.
- 13 三木 [1994]、65-66ページ。

## 参考文献

- 跡田直澄 [1995]「消費税負担の構造」宮島 洋編『消費課税の理論と課題』税務経理協会

石村耕治 [1990]「アメリカの州売上税法の研究（下）」『朝日法学論集』第3号。

井堀利宏 [1996]「消費税率の10%の提言」『税研』第12巻68号。

林 宜嗣 [1992]「消費税の逆進性問題」『総合税制研究』第1巻。

橋本恭之 [1995]「消費税の税率構造」宮島 洋編『消費課税の理論と課題』税務経理協会。

藤田 晴 [1994]「税制改革：どこが問題か」『経済セミナー』日本評論社。

三木義一 [1994]「消費税の逆進性と緩和措置」『税経通信』第49巻7号。

水野忠恒 [1996]「消費税率（5～10%の提言）」『税研』第12巻68号。

Rosen,Harvey S. [1995], *Public Finance*, 4th ed., Richard D.Irwin,Inc.

Office of-the Secretary Department of the Treasury [1984], *Tax Reform for Fairness Simplicity and Economic Growth The Treasury Department Report to the President*, Vol.3, Value-Added Tax.